

ホームページ公開

平成27年3月16日 臨時教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成27年3月16日(月) 午後3時12分 ~ 午後4時35分
- ・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 野原正美	教育次長	尾形哲也
委員 稲本正	教育次長	南谷清司
委員 土屋 嶮	義務教育総括監	水川和彦
委員 月村時子	総合教育センター長	浅井正美
教育長 松川禮子	教育総務課長	西垣功朗
(森口祐子委員は欠席)	教育総務課教育主管	瀬瀬康雄
	教育財務課長	後藤幸晴
	教職員課長	高木俊明
	教職員課教育主管	森 嘉長
	教育研修課長	増田和伯
	学校支援課長	吉田 梓
	学校支援課教育主管	上田貴之
	学校支援課教育主管	増田俊彦
	特別支援教育課長	安田和夫
	社会教育文化課長	荻山博之
	体育健康課長	高橋幸平

3 議事日程等

議第1号から議第4号までについて非公開とすることを決定。

4 会議録

平成27年3月3日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
委員長職務代理者の指定について	
委 員 長	稲本委員長職務代理者の委員としての任期が、本日で満了するため、本臨時会において、委員長職務代理者の指定を行う必要がある。 委員長職務代理者の指定については、岐阜県教育委員会会議規則第3条の規定により指名推薦で行う。委員長から推薦することに異議はないか。
委 員	異議なし。
委 員 長	異議がないため、私から推薦する。委員長職務代理者を稲本正委員とすることについて異議はないか。
委 員	異議なし。
委 員 長	委員長職務代理者を稲本正委員に決定する。
議第1号 教育委員会委員の辞職について（非公開案件）	
教育委員会委員（1名）の辞職について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第2号 平成27年度定期人事異動について（非公開案件）	
平成27年度定期人事異動の内容について説明し、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第3号 「懲戒処分の指針」の改正について（非公開案件）	
「懲戒処分の指針」の改正について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第4号 職員の表彰について（非公開案件）	
退職教職員（2名）を表彰することについて諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
議第5号 岐阜県教育委員会会議規則の一部を改正する規則について 議第6号 岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について 議第7号 教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について 議第8号 岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議第9号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について 議第10号 岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について 議第11号 岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 議第12号 岐阜県教育委員会事務局職員等倫理規程の一部を改正する訓令について 議第13号 岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について 議第14号 岐阜県教職員保健審査会規則の一部を改正する規則について 議第15号 岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則について 議第16号 岐阜県立学校以外の教育機関の名誉館長等に関する規則の一部を改正する規則について	

議第17号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について
議第18号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について
議第19号 職員のサービスの宣誓に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育総務課長

議第5号から議第19号までについて、一括して説明する。

教育委員会制度改革による改正地方教育行政法が、本年4月1日に施行される。これに伴う条例の改正議案は、現在開会中の県議会に上程しているところであるが、条例改正に併せて教育委員会規則等の改正を行う必要がある。また、新たに「副教育長」の設置、「学校安全課」の設置等の組織改正に伴い、改正を行う必要が生じたものである。なお、いずれも施行期日は本年4月1日としている。

まず、議第5号である。改正地方教育行政法により、教育委員長と教育長との一本化に伴い教育委員長が廃止され、新たに教育長が現行の教育委員長の役割を担うこととなる。従って、教育委員長が行っている開会・閉会の宣告等、議事進行を教育長が行うこととなり、これに伴い所要の改正を行うものである。また、教育長に対するチェック機能強化の観点から、教育委員による教育委員会会議の招集請求ができるよう定められた。本県では既に同様の規定を設けていたが、法律の文言に合わせて整理するものである。さらに、会議の透明化を図る観点から、会議録の作成と公表に努めることが定められた。本県では、会議録の作成については既に定めているが、公表については明文の規定がなく、従前からホームページにおいて公表しているところであるが、新たに公表についても規則上明文により定めるものである。

議第6号は、教育委員長が教育長に一本化されるため、教育委員長に関する規定を教育長とする改正を行うものである。

次に、議第7号である。改正地方教育行政法により、教育長に委任されている事務の管理や執行状況について、新たに教育長が教育委員会へ報告するよう義務付けられた。本県では、これまでも必要に応じ教育委員会会議において「事務局報告」として報告しているが、規則により義務付けを行うという改正である。また、教育長の権限強化と併せて、教育委員の教育長に対するチェック機能強化を図るという法改正の趣旨にのっとり、教育長への委任事務の一部について見直しを行いたいと考えている。すなわち、教科書の採択に関して、これまでは「採択方針」について議決いただき、個別具体的な教科書の採択に当たっては、教育長が専決したものを事後的に報告していたが、今後は県立学校の教科書の個別具体的な採択について、教育委員会会議で審議いただくよう改正するものである。

議第8号は、「副教育長」の設置、「学校安全課」の設置等、組織改正に伴い、改正するものである。

議第9号は、組織改正により新たに設置する職、課・室に関する規定を追加するため、改正するものである。

議第10号は、教育委員長に関する署名の規定の削除、副教育長、福利厚生室長に関する署名の規定を追加するため、改正するものである。

議第11号は、教育委員長印に関する規定の廃止、副教育長印、福利厚生室長印に関する規定を追加するため、改正するものである。

議第12号は、副教育長を新たに設置することに伴い、改正するものである。

議第13号は、統括安全衛生管理者を新たに設置する副教育長とするとともに、福利厚生室の設置に伴い、改正するものである。

議第14号は、福利厚生室の設置に伴い、改正するものである。

議第15号は、副教育長を新たに設置すること等に伴い、改正するものである。

議第16号は、副教育長を新たに設置することに伴い、改正するものである。

議第17号及び議第18号については、後ほど教職員課長から説明する。

最後に、議第19号である。新たな教育長は議会の同意を得て知事が直接任命を行う特別職となることから、一般職を対象として設けていた現行の教育長の規定を削除するため、改正するものである。

教職員課長

議第17号について、関係条例は今議会に上程中であるが、条例に基づき、規則の一部を改正するものである。小中学校においては、各学年の学級数や児童生徒数の増減、

ホームページ公開

	<p>加配定数の増減等により、校長・教諭等、養護教諭等、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員の5つの職種ごとに定数が変わる。小学校は全体で7,402人で72人減、中学校は4,523人で22人減であり、自然減が一番大きな要因となっている。</p> <p>次に、議第18号は、平成27年4月1日に子ども・子育て支援法が施行され、新たに「幼保連携型認定こども園」が設置されることに伴う国の免許法施行規則の改正に伴い、県の免許法施行規則を改正するものである。「幼保連携型認定こども園」に配置される保育教諭は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することが原則とされているため、国の規則で幼稚園免許状の取得及び更新に関する規定の整備が行われた。これを踏まえ、県の規則を改正する。具体的には、県規則第15条の5で規定する免許状更新講習の受講対象者に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事を追加した。また、県規則第15条の4で規定する更新講習の受講義務者に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事を追加した。さらに、県規則第15条の2で規定する更新講習の免除対象者に幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の理事を追加するとともに、社会福祉法人の理事を追加した。これらの改正に伴い、各種申請様式の免除該当者証明欄に幼保連携型認定こども園の免除対象者を追加した。新たに追加したのは、国の規則で免除対象者に規定されている幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭、主幹栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、社会福祉法人の理事である。</p> <p>改正規則の施行日はいずれも平成27年4月1日を予定している。</p>
委員長	議第5号から議第19号までにつき、一括して挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案のとおり可決する。
○閉会	
午後4時35分、閉会を宣言する。	
○事務局報告	
<p>(1) 平成26年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について</p> <p>(2) 岐阜県英語ふるさと副教材について</p> <p>(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について</p> <p>(4) 平成26年度教育委員行事予定について</p> <p>(5) 平成27年度教育委員行事予定について</p>	